

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目次

- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 昭和四十六年鳥取県人口移動調査要綱
保険医療機関の指定
保険医の登録
土地の用途廃止
道路の区域の変更
道路の供用の開始
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による公開の聴聞

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の四の(1)中「二〇円」を「三〇円」に改める。

別表第一の一の2の(3)中「二五九、〇〇〇円(あらかじめ備蓄している

パイプ式組立住宅資材により応急仮設住宅を設置するときは、六〇、〇〇〇円)以内」を「二八二、〇〇〇円以内」に改める。

別表第一の二の1の(3)中「一九〇円以内」を「二〇〇円以内」に、「一六五円以内」を「一七五円以内」に改める。

別表第一の三の3の(一)の表中

五、〇〇〇円	六、三〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、七〇〇円	一三、五〇〇円	一九、〇〇〇円
七、九〇〇円	一〇、一〇〇円	一三、九〇〇円	一六、二〇〇円	二〇、四〇〇円	二六、七〇〇円
五、四〇〇円	六、八〇〇円	九、七〇〇円	一一、六〇〇円	一四、六〇〇円	二一、〇〇〇円
八、五〇〇円	一〇、九〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、五〇〇円	二二、一〇〇円	二九、〇〇〇円

改める。

別表第一の三の3の(二)の表中

一、八〇〇円	二、四〇〇円	三、二〇〇円	四、〇〇〇円	四、八〇〇円	七、〇〇〇円
二、六〇〇円	三、五〇〇円	四、七〇〇円	五、六〇〇円	六、八〇〇円	九、〇〇〇円

を に を

一、九〇〇円	二、六〇〇円	三、五〇〇円	四、三〇〇円	五、二〇〇円	七五〇円
二、八〇〇円	三、八〇〇円	五、一〇〇円	六、一〇〇円	七、四〇〇円	一、〇〇〇円

改める。

別表第一の六の3中「六二、〇〇〇円以内」を「六七、五〇〇円以内」に改める。

別表第一の八の3の(ロ)中「一、〇三〇円」を「一、一三〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二一〇円」に改める。

別表第一の十二の3中「二、六〇〇円以内」を「二五、九〇〇円以内」に改める。

別表第二の一の1中「三、一五〇円」を「三、五五〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、六五〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、二三〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

別表第二の一の2中「四一三元」を「四六五円」に、「一八四円」を「二一六円」に、「一三八円」を「一六四円」に、「三一五円」を「三六七円」に、「二九二元」を「三九三元」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第七百六十五号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十六年鳥取県人口移動調査を次の要綱により行なうので、同条例第二條の規定により告示する。

昭和四十六年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年鳥取県人口移動調査要綱

一 調査の目的

この調査は、本県における住民の移動状況をは握し、市町村別人口の推計及び県の施策の立案の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

この調査は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二條及び第二十四條の規定により届出をする転出入者並びに同法第八條の規定により職権で住民票に記載され、又は消除された転出入者について行なう。

三 調査事項

1 転入者

(一) 県外(外国を含む。以下同じ。)から転入した者の従前の住所地、性別、年齢、従事しようとする産業及び移動理由

(二) 県内から転入した者の従前の住所地、性別、年齢、従事しようとする産業及び移動理由

(三) 職権により記載された転入者の性別、年齢、従事している産業及び移動理由

2 転出者

(一) 県外へ転出する者の従前の住所地、性別、年齢、従事していた産業及び移動理由

(二) 職権により消除された転出者の性別、年齢、従事していた産業及び移動理由

四 調査の期間

この調査は、昭和四十六年十月一日から昭和四十七年三月末日までの期間に毎月行なう。

五 調査の方法

この調査は、知事が市町村長に委託して行なうものとし、転出入者については、移動される人の状況調査票に、職権により記載(消除)された者については、職権記載(消除)者調査票に申告者が所定の事項を記入して行なう。

六 申告者

1 転出入者については、届出者(本人若しくは世帯主又はその世帯に属する者に代わって届け出をする者)

七 調査票の提出期限

2 職権により記載され、又は消除された者については、当該市町村長市町村長は、調査票の各月分を翌月十五日までに知事に提出しなければならぬ。

八 結果の公表

この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」に公表する。

九 関係書類の保存期間及び保存責任者

関係書類の保存期間は、二年間とし、保存責任者は、知事又は市町村

長とする。

鳥取県告示第七百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
皆生病院	米子市西福原一、五九八の七	精神科、神経科	近藤 務	昭和四十六年九月一日
竹田内科医院	昭和町三〇	内科、小児科、放射線科	竹田 明	十一日
世良田医院	和田町一、七二〇	小児科、内科	世良田 昭	一日
本田医院	八幡七〇三の一	内科、小児科	本田 脩	"
医療法人 信生 専仁会 病院	倉吉市明治町一、〇二七	内科、齒科	理事長 岸田文子	十日
西田内科	堺町二丁目九六二の三	胃腸科、循環器科、呼吸器科、放射線科	西田龍之介	十一日
鳥取県職員 齒科診療所	鳥取市東町一丁目 県庁内	齒科	鳥取県知事 石破二朗	十三日
板倉医院	日野郡日南町多里二二五	内科、小児科	板倉 奨	一日
岡空医院	米子市糺町一丁目 二五	内科、小児科	岡空謙之輔	"

山田内科医院	錦町一丁目 三九	内科、小児科	山田 晴成	六日
医療法人 清生会 谷口病院	倉吉市上井町 一丁目一三	皮膚科、泌尿器 科	理事長 谷口 充	八月三日

鳥取県告示第七百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
尾 添 正 治	米子市両三柳 一、一三二ノ三	鳥医 第一六二二号	昭和四十六年八月 二十六日
岩 浅 義 行	米子市灘町一丁目 二八村尾方	鳥医 第一六二三号	〃
作 野 嘉 信	境港市朝日町一一一	鳥医 第一六二三号	〃

鳥取県告示第七百六十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年九月十一日から用途廃止した。

昭和四十六年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
米子市東福原字南原米川添二七番地先から同市東福原字南原米川添三一番地先まで	五二・五八	水路敷
米子市東福原字南原米川添三四ノ一番地先から同市東福原字南原米川添三四ノ三番地先まで	二三・五四	水路敷

鳥取県告示第七百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年九月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県郡家土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の 種類	路線名	区 間	変更前		敷地の幅員 メートル	延 メートル
			後 別	前 別		
県道	湯原用瀬線	八頭郡佐治村大字中字 名馬山二六三の先から 同郡同村大字尾際字前 地五三七の一の先まで	変更前 四・七〇	変更後 五・四九	一、七九〇・〇	一、七五一・五

鳥取県告示第七百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年九月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県郡家土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	湯原用瀬線	八頭郡佐治村大字中名馬山二六三の先から同郡同村大字尾際字前地五三七の一の先まで	昭和四十六年九月二十一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年九月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

- 一 日時 昭和四十六年九月二十七日 午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
(2) その他

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年九月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第五号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県倉吉警察署の項中

西倉吉町	西倉吉町	鍛冶町二丁目、余戸谷町、河原町、福守町、西倉吉町、八幡町	を
西倉吉町	西倉吉町	鍛冶町二丁目、余戸谷町、河原町、福守町、西倉吉町、八幡町、黒見、大谷、秋喜、和田、不入岡	に改め、
国府	国府	国府、国分寺、福光、横田、黒見、大谷、秋喜、和田、不入岡	を削り、
茶屋	大字茶屋	大字茶屋、笠木、福寿実、福万来、佐木谷	を
茶屋	大字茶屋	大字茶屋、笠木、福寿実、福万来、佐木谷、阿毘縁、下阿毘縁	に改め、

同表の鳥取県坂警察署の項中

“阿毘縁”

“大字阿毘縁

“大字阿毘縁、下阿毘縁

を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十九号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年九月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 田村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十六年九月三十日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町二一五 石上 一男

鳥取市西品治町七九三の一 谷川 一一

米子市上福原九一一 野中喜美子

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】